

農家負担金軽減支援対策事業実施要綱の 一部改正について

農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知）については、以下のとおり改正する。

〈事業概要〉

本事業は土地改良事業等における農家負担の軽減を図るため、農地利用集積の向上等を要件として、土地改良区等への利子助成等を行うものである。

〈改正内容〉

- (1) 水田・畑作経営所得安定対策等支援の採択期間の延長
 - ・採択期間：令和2年度まで → 令和7年度まで
- (2) 災害被災地域土地改良負担金償還助成の採択期間の延長
 - ・採択期間：令和2年度まで → 令和7年度まで
- (3) 経営安定対策基盤整備緊急支援の実施期間の延長
 - ・実施期間：令和2年度まで → 令和7年度まで

農家負担金軽減支援対策事業実施要領の 一部改正について

農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知）については、以下のとおり改正する。

〈事業概要〉

本事業は土地改良事業等における農家負担の軽減を図るため、農地利用集積の向上等を要件として、土地改良区等への利子助成等を行うものである。

〈改正内容〉

- (1) 水田・畑作経営所得安定対策等支援の高収益作物導入要件を追加
高収益作物への転換・導入を行う地区に対して支援を拡大
 - ・高収益要件：高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加。

- (2) 押印の廃止
 - ・要領参考別記様式中の押印を廃止